

1. 事業の概要

1. 1 兵庫県における結核・感染症発生動向調査システム

図1に患者情報に関する兵庫県結核・感染症発生動向調査システムを示す。コンピュータ・オンライン・システムは、結核およびその他の感染症の患者情報を迅速に収集、解析、還元することにより、適切な予防措置を講じ、流行を未然に防止することを目的として、昭和62年に結核・感染症サーベイランスシステムとして導入された。その後平成4年以降は厚生行政総合情報システム（WISH）上での運用となり、平成10年には対象疾病の若干の増加と一部疾病名の変更および患者の年齢階級区分の変更が行われた。同時にシステムの名称も兵庫県結核・感染症発生動向調査システムと改められた。

平成11年4月より「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」が施行された。これに伴い、当研究センター内に基幹地方感染症情報センターが設置され、政令市を含む兵庫県全域の感染症情報の集計・解析・情報還元の中核を担うこととなった。平成14年度からは検査情報との一元的把握を志向して感染症部内に移されている。平成15年11月5日、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律」が施行されるに伴い感染症発生動向調査も変更点があった。

感染症法改正の概要は以下のとおりである。

1. 緊急時における感染症対策の強化

- (1) 感染症の発生状況等の調査に関する国の事務の追加（第15条関係）
- (2) 緊急時における感染症の予防等に関する計画の策定（第9条、第10条関係）
- (3) 関係行政機関に対する指示権限の創設（第63条の2関係）

2. 動物由来感染症対策の強化

- (1) 動物の輸入に係る届出制度の創設（第56条の2関係）
- (2) 感染症を感染させる動物等の調査（第15条関係）
- (3) 獣医師等の責務規定の創設（第5条の2関係）

3. 感染症法の対象疾病及び疾病分類の見直し等

- (1) 感染症の類型の見直し等（第6条関係）
 - ①一類感染症に「重症急性呼吸器症候群」及び「痘そう（天然痘）」が追加された。
 - ②現行の四類感染症のうち鳥インフルエンザ等について、媒介動物の輸入規制、消毒、ねずみ等の駆除等の措置を講ずることができるようにするため、四類感染症の類型を見直し、新四類感染症と新五類感染症に類型分けされた。
- (2) 都道府県等による迅速な措置（第27条、第28条、第29条関係）
- (3) 地方公共団体における調査体制の強化・連携（第15条関係）

4. 検疫との連携（第15条の2関係）

当感染症情報センターでは、表1、表2に示す感染症法の対象疾病である1類～5類感染症（全86疾病）のうち、全数把握の疾病（58疾病）については県内すべての医療機関からの患

者発生届出を、定点把握の疾病（28疾病）については県内に指定された医療定点（全293定点）からの報告を、保健所を通じて集計・解析し、各種感染症に動向に関してコメントを付し週報として保健所、市町、医師会、医療機関等に還元するとともに、ホームページを通じて広く県民に公開している。

また、三類感染症（腸管出血性大腸菌感染症）集団発生に係る健康福祉事務所の積極的疫学調査際して技術的支援を行っている。

図1 兵庫県における結核・感染症発生動向調査システム

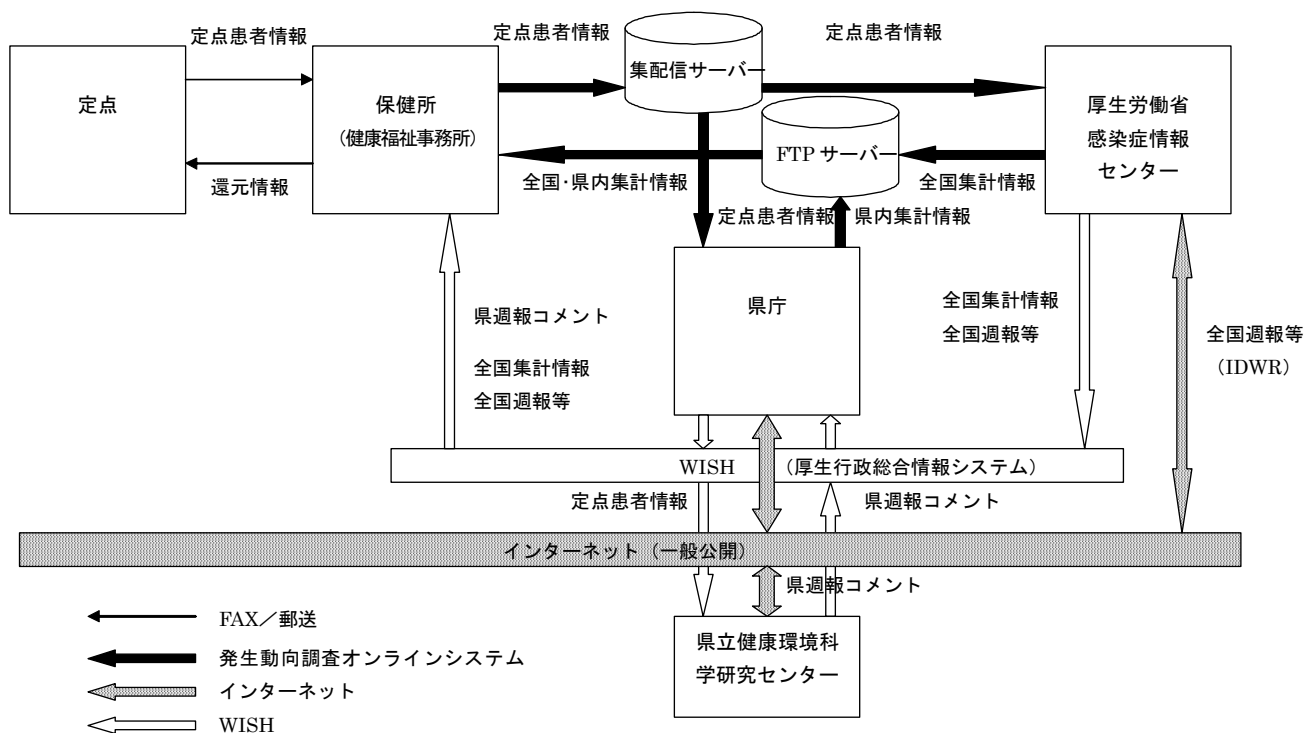


表1 全数把握の対象疾病

	対 象 疾 病
1 類感染症 (7疾病)	(1) エボラ出血熱, (2) クリミア・コンゴ出血熱, (3) 重症急性呼吸器症候群 (SARS) (病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る), (4) 痘そう (天然痘), (5) ペスト, (6) マールブルグ病, (7) ラッサ熱
2 類感染症 (6疾病)	(8) 急性灰白髄炎, (9) コレラ, (10) 細菌性赤痢, (11) ジフテリア, (12) 腸チフス, (13) パラチフス
3 類感染症 (1疾病)	(14) 腸管出血性大腸菌感染症
4 類感染症 (30疾病)	(15) E型肝炎, (16) ウエストナイル熱 (ウエストナイル脳炎を含む), (17) A型肝炎, (18) エキノコックス症, (19) 黄熱, (20) オウム病, (21) 回帰熱, (22) Q熱, (23) 狂犬病, (24) 高病原性トリインフルエンザ, (25) コクシジオイデス症, (26) サル痘, (27) 腎症候性出血熱, (28) 炭疽, (29) つつが虫病, (30) デング熱, (31) ニパウイルス感染症, (32) 日本紅斑熱, (33) 日本脳炎, (34) ハンタウイルス肺症候群, (35) Bウイルス病, (36) ブルセラ症, (37) 発疹チフス, (38) ボツリヌス症, (39) マラリア, (40) 野兔病, (41) ライム病, (42) リッサウイルス感染症, (43) レジオネラ症, (44) レプトスピラ症
5 類感染症 (14疾病)	(45) アメーバ赤痢, (46) ウイルス性肝炎 (E型肝炎及びA型肝炎を除く), (47) 急性脳炎 (ウエストナイル脳炎及び日本脳炎を除く), (48) クリプトスポリジウム症, (49) クロイツフェルト・ヤコブ病, (50) 劇症型溶血性レンサ球菌感染症, (51) 後天性免疫不全症候群, (52) ジアルジア症, (53) 髄膜炎菌性髄膜炎, (54) 先天性風疹症候群, (55) 梅毒, (56) 破傷風, (57) バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症, (58) バンコマイシン耐性腸球菌感染症

表2 定点把握対象疾病 (5 類感染症)

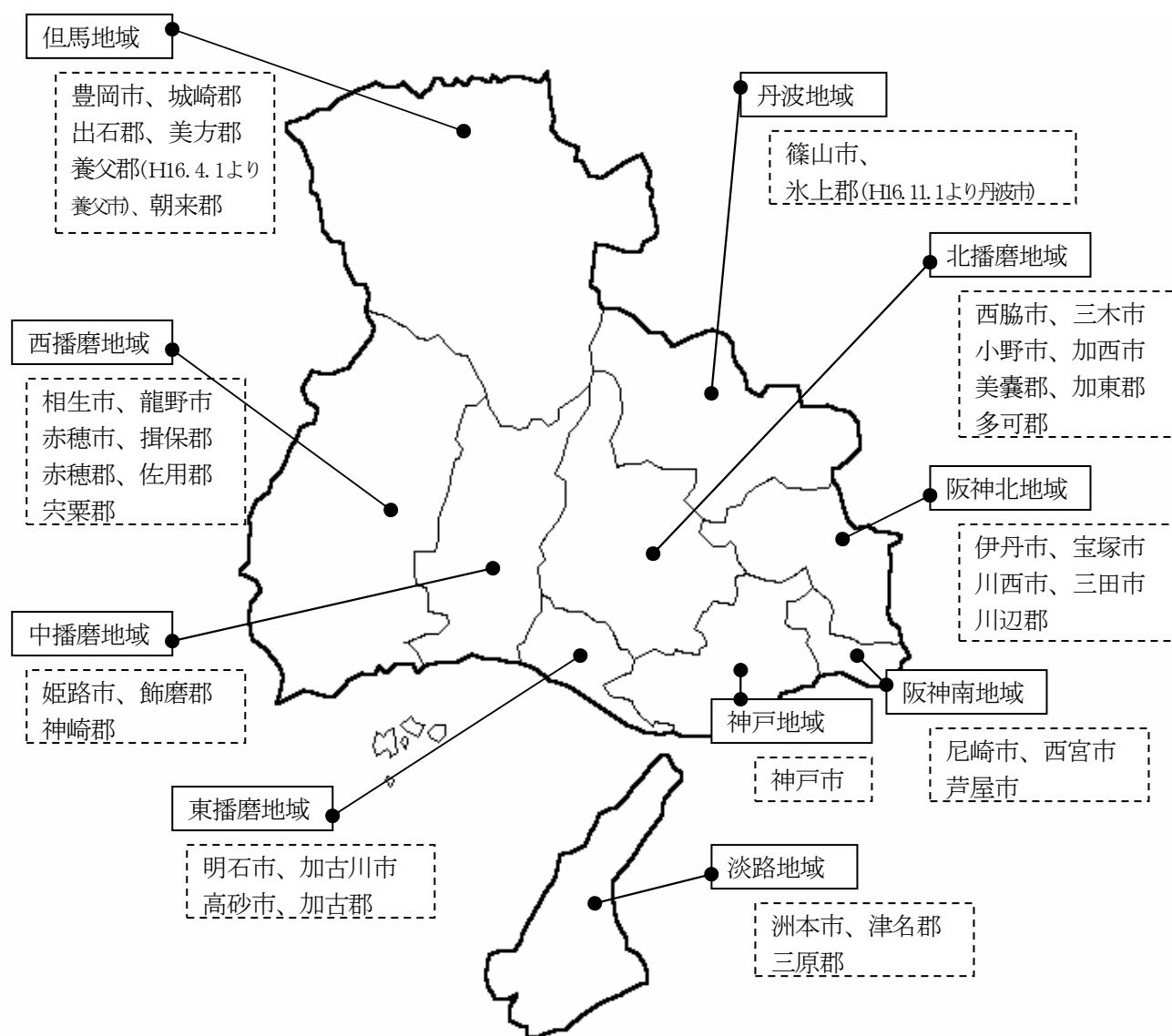
患者定点	対 象 疾 病
小児科定点 (週報) 128定点、13疾病	(59) RSウイルス感染症, (60) 咽頭結膜熱, (61) A群溶血性レンサ球菌咽頭炎, (62) 感染性胃腸炎, (63) 水痘, (64) 手足口病, (65) 伝染性紅斑, (66) 突発性発疹, (67) 百日咳, (68) 風しん, (69) ヘルパンギーナ, (70) 麻しん (成人麻しんを除く), (71) 流行性耳下腺炎
インフルエンザ定点 (週報) 198定点、1疾病	(72) インフルエンザ
眼科定点 (週報) 35定点、2疾病	(73) 流行性角結膜炎, (74) 急性出血性結膜炎
STD定点 (月報) 46定点、4疾病	(75) 性器クラミジア感染症, (76) 性器ヘルペスウイルス感染症, (77) 尖圭コンジローマ, (78) 淋菌感染症
基幹定点 (週報) 14定点、5疾病	(79) クラミジア肺炎 (オウム病を除く), (80) 細菌性髄膜炎, (82) マイコプラズマ肺炎, (83) 成人麻しん, (84) 無菌性髄膜炎,
基幹定点 (月報) 14定点、3疾病	(85) メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症, (81) ペニシリン耐性肺炎球菌感染症, (86) 薬剤耐性緑膿菌感染症

1. 2 地域の区分と地域別定点数

図2に二次医療圏を単位とする地域の区分を示す。表3に地域別定点数と人口の関係を示す。平成16年の定点医療機関は本誌の63～70ページに示している。

平成16年の定点数は、インフルエンザ198定点、小児科128定点、眼科35定点、STD46定点、基幹14定点である。

図 2 地域の区分



(平成16年12月31日時点)

表3 地域別定点数と人口の関係

区分	人口 (万人)	人口比 (%)	インフルエンザ定点		小児科定点		眼科定点		STD定点		基幹定点	
			定点数	定点あたりの人口 (万人)	定点数	定点あたりの人口 (万人)	定点数	定点あたりの人口 (万人)	定点数	定点あたりの人口 (万人)	定点数	定点あたりの人口 (万人)
神戸地域	149.3	26.9	48	3.1	31	4.8	10	14.9	12	12.4	3	49.8
阪神北地域	70.0	12.6	21	3.3	14	5.0	4	17.5	5	14.0		
阪神南地域	98.8	17.8	32	3.1	21	4.7	7	14.1	8	12.4	2	49.4
東播磨地域	72.1	13.0	25	2.9	16	4.5	5	14.4	6	12.0	1	72.1
北播磨地域	29.8	5.4	13	2.3	8	3.7	2	14.9	3	9.9	1	29.8
中播磨地域	57.7	10.4	20	2.9	13	4.4	4	14.4	5	11.5	1	57.7
西播磨地域	29.4	5.3	14	2.1	9	3.3	1	29.4	2	14.7	2	14.7
但馬地域	20.1	3.6	11	1.8	7	2.9	1	20.1	2	10.1	2	10.1
丹波地域	11.9	2.1	6	2.0	4	3.0			1	11.9	1	11.9
淡路地域	15.9	2.9	8	2.0	5	3.2	1	15.9	2	8.0	1	15.9
合計	555.0	100.0	198	2.8	128	4.3	35	15.9	46	12.1	14	39.6

(人口:平成12年国勢調査確定人口)